



# 栃木県公報

平成25年  
3月29日(金)  
号外  
第39号

## 目次

### 規則

- 栃木県流域下水道条例施行規則の制定..... 1
- 災害救助法施行細則の一部改正..... 2
- 栃木県県営住宅条例施行規則の一部改正..... 3

### 告示

- 県道の路線認定に関する告示の一部改正..... 3
- 同..... 7
- 同..... 8
- 同..... 8
- 同..... 9
- 同..... 9
- 同..... 9
- 同..... 10
- 同..... 10
- 同..... 11
- 同..... 11
- 県道路線の変更に関する告示の一部改正..... 11

### 公告

- 認定特定非営利活動法人の変更の届出..... 12

## 規則

### 栃木県規則第三十八号

栃木県流域下水道条例施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県流域下水道条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、栃木県流域下水道条例（昭和五十六年栃木県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設及び処理施設）

**第二条** 条例第三条第一号ハの規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
  - イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）第六条に規定する基準
  - ロ 大腸菌が検出されないこと。
  - ハ 濁度が二度以下であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、下水道法施行規則第四条の三第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成二十年国土交通省告示第三百三十四号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置）

**第三条** 条例第三条第一号ホの規則で定める措置は、次条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の施設の損傷の防止又は軽減のための有効な措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の施設の損傷の防止又は軽減のための有効な措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の施設の損傷の防止又は軽減のための有効な措置

四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

（耐震性能）

**第四条** 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。）及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

一 レベル一地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 前項に規定する重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。

（排水管内径及び排水渠の断面積を定める数値）

**第五条** 条例第三条第二号イの規則で定める数値は、排水管内径は百ミリメートル（自然流下によらない排水管内径は、三十ミリメートル）とし、排水渠の断面積は五千平方ミリメートルとする。

（処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる措置）

**第六条** 条例第三条第三号ロの規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（処理施設の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる措置）

**第七条** 条例第五条第六号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（都市整備課）

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年栃木県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部(二)の項の2中「二、三八七、〇〇〇円」を「二、四〇一、〇〇〇円」に改め、同表三の部(三)の項中「一七、三〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、二〇〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、三〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「四九、七〇〇円」に、「三八、六〇〇円」を「三八、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三六、九〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「六〇、四〇〇円」を「六〇、二〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七五、七〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、三〇〇円」に改め、同表十二の部(三)の項中「一三四、二〇〇円」を「一三三、九〇〇円」に改める。

別表第二の(一)の項の表中「二二、四〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「四、二八〇円」を「四、四八〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三二二円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇五五円」に、「一五、六〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「三、二二〇円」を「三、〇五五円」に、「一六、九〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「三、三八〇円」を「三、三四五円」に、「一八、九〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「三、七八〇円」を「三、五〇〇円」に、「一七、八〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「三、五六〇円」を「三、五四〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「三、二八〇円」を「三、二四〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。)の規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

(消防防災課)

栃木県規則第四十号

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県営住宅条例施行規則(平成九年栃木県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「政令第六条第五項」を「条例第四条第一項第三号」に改める。

附則第六項中「第十五条第二項第一号中「政令」を「第十五条第二項第一号中「条例第四条第一項第三号」に、「政令」と、「を「政令第六条第五項」と、「に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(住宅課)

告 示

栃木県告示第百六十七号

県道の路線認定に関する告示(昭和三十六年栃木県告示第二百六十四号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

三七	栃木栗野線	栃木市	下都賀郡都賀町 上都賀郡西方町	を
		鹿沼市		

三七	栃木栗野線	栃木市 鹿沼市			に
四三	館林藤岡線	下都賀郡藤岡町			を
四三	館林藤岡線	栃木市藤岡町藤岡			に
五六	結城二宮線	芳賀郡二宮町	小山市		を
五六	結城二宮線	真岡市久下田	小山市		に
七八	笹原二宮線	下野市笹原 芳賀郡二宮町			を
七八	下野二宮線	下野市 真岡市久下田			に
八一	上久我都賀栃木線	鹿沼市上久我 栃木市	上都賀郡西方町 下都賀郡都賀町		を
八一	上久我栃木線	鹿沼市上久我 栃木市			に
一〇六	久下田停車場線	芳賀郡二宮町 久下田停車場 一般国道二九四号交点			を

一〇六	久下田停車場線	真岡市 久下田停車場		
		一般国道二九四号交点		

に、

一三二	藤岡停車場線	下都賀郡藤岡町 藤岡停車場		
		佐野古河線交点		

を

一三二	藤岡停車場線	栃木市 藤岡停車場		
		佐野古河線交点		

に、

一三一	金崎停車場線	上都賀郡西方町 金崎停車場		
		宇都宮亀和田栃木線交点		

を

一三一	金崎停車場線	栃木市 金崎停車場		
		宇都宮亀和田栃木線交点		

に、

一五三	南小林栃木線	小山市大字南小林	下都賀郡大平町	
		栃木市		

を

一五三	南小林栃木線	小山市大字南小林		
		栃木市		

に、

一六〇	和泉間々田線	下都賀郡岩舟町大字和泉	下都賀郡大平町	
		小山市間々田		

を

一六〇	和泉間々田線	下都賀郡岩舟町大字和泉	栃木市	
		小山市間々田		

に、

一六六	西田井二宮線	真岡市西田井		
		芳賀郡二宮町		

を

「	一六六	西田井二宮線	真岡市西田井			に、
			真岡市久下田			」
「	一七四	南小林松原線	小山市大字南小林	下都賀郡藤岡町		を
			下都賀郡野木町大字友沼字松原			」
「	一七四	南小林松原線	小山市大字南小林	栃木市		に、
			下都賀郡野木町大字友沼字松原			」
「	一八三	笹原壬生線	下野市笹原			を
			下都賀郡壬生町			」
「	一八三	下野壬生線	下野市			に、
			下都賀郡壬生町			」
「	一八七	物井寺内線	芳賀郡二宮町大字物井			を
			真岡市寺内			」
「	一八七	物井寺内線	真岡市物井			に、
			真岡市寺内			」
「	二〇七	高田筑西線	芳賀郡二宮町大字高田		終点 茨城県筑西市	を
						」
「	二〇七	高田筑西線	真岡市高田		終点 茨城県筑西市	に、
						」
「	三三一	国谷家中停車場線	下都賀郡壬生町大字国谷			を
			下都賀郡都賀町 家中停車場			」

二二二	国谷家中停車場線	下都賀郡壬生町大字国谷 栃木市 家中停車場			に
二五二	蛭沼川連線	下都賀郡藤岡町大字蛭沼 下都賀郡大平町大字川連			を
二五二	蛭沼川連線	栃木市藤岡町蛭沼 栃木市大平町川連			に
二五四	静藤岡線	下都賀郡岩舟町大字静 下都賀郡藤岡町			を
二五四	静藤岡線	下都賀郡岩舟町大字静 栃木市藤岡町甲			に改

める。

栃木県告示第百六十八号

県道の路線認定に関する告示（昭和三十七年栃木県告示第六百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

九	佐野古河線	佐野市	下都賀郡藤岡町	終点 茨城県古河市	を
九	佐野古河線	佐野市	栃木市	終点 茨城県古河市	に
一	栃木藤岡線	栃木市 下都賀郡藤岡町	下都賀郡大平町 下都賀郡岩舟町		を
		栃木市万町			



11	栃木藤岡線	栃木市藤岡町藤岡	下都賀郡岩舟町		に改
----	-------	----------	---------	--	----

める。

(道路保全課)

栃木県告示第百六十九号

県道の路線認定に関する告示（昭和四十九年栃木県告示第七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

3	宇都宮亀和田栃木線	宇都宮市 栃木市	鹿沼市亀和田町 上都賀郡西方町		を
---	-----------	-------------	--------------------	--	---

3	宇都宮亀和田栃木線	宇都宮市 栃木市	鹿沼市亀和田町		に
---	-----------	-------------	---------	--	---

44	栃木二宮線	栃木市 芳賀郡二宮町	下野市		を
----	-------	---------------	-----	--	---

44	栃木二宮線	栃木市 真岡市久下田	下野市		に
----	-------	---------------	-----	--	---

57	岩瀬二宮線	芳賀郡二宮町		起点 茨城県桜川市	を
----	-------	--------	--	--------------	---

57	岩瀬二宮線	真岡市久下田		起点 茨城県桜川市	に改
----	-------	--------	--	--------------	----

める。

栃木県告示第百七十号

県道の路線認定に関する告示（昭和五十年栃木県告示第九百六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中



二八九	二宮宇都宮自転車道線	芳賀郡二宮町	河内郡上三川町		を
		宇都宮市			
二八九	二宮宇都宮自転車道線	真岡市大道泉	河内郡上三川町		に改
		宇都宮市			

める。

栃木県告示第百七十一号

県道の路線認定に関する告示（昭和五十一年栃木県告示第四十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

二八八	大橋家中線	下都賀郡都賀町大字大橋			を
		下都賀郡都賀町大字家中			
二八八	大橋家中線	栃木市都賀町大橋			に改
		栃木市都賀町家中			

める。

栃木県告示第百七十二号

県道の路線認定に関する告示（昭和五十二年栃木県告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

五〇	藤岡乙女線	下都賀郡藤岡町			を
		小山市大字乙女			
五〇	藤岡乙女線	栃木市藤岡町藤岡			に改
		小山市大字乙女			

める。

栃木県告示第百七十三号

県道の路線認定に関する告示（昭和五十三年栃木県告示第千五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二

十五年四月一日から適用する。  
平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

二九六	小山都賀線	小山市	栃木市		を
		下都賀郡都賀町			
二九六	小山都賀線	小山市			に
		栃木市都賀町家中			
三〇〇	新大平下停車場線	下都賀郡大平町 新大平下停車場			を
		栃木藤岡線交点			
三〇〇	新大平下停車場線	栃木市 新大平下停車場			に改
		栃木藤岡線交点			

める。

栃木県告示第七十四号

県道の路線認定に関する告示（昭和五十六年栃木県告示第七百八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

三〇四	桐生足利藤岡自転車 車道線		足利市	起点 群馬県桐生市	を
		下都賀郡藤岡町			
三〇四	桐生足利藤岡自転車 車道線		足利市	起点 群馬県桐生市	に改
		栃木市藤岡町藤岡			

める。

栃木県告示第七十五号

県道の路線認定に関する告示（昭和六十一年栃木県告示第三百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

三〇九	栃木環状線	栃木市平柳町			を
		下都賀郡大平町大字川連			
三〇九	栃木環状線	栃木市平柳町			に改
		栃木市大平町川連			

める。

栃木県告示第百七十六号

県道の路線認定に関する告示（平成二年栃木県告示第二百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

三二一	小山大平線	小山市大字松沼			を
		下都賀郡大平町大字富田			
三二一	小山大平線	小山市大字松沼			に改
		栃木市大平町富田			

める。

栃木県告示第百七十七号

県道の路線認定に関する告示（平成五年栃木県告示第二百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

三三〇	二宮宇都宮線	芳賀郡二宮町	真岡市、河内郡 上三川町		を
		宇都宮市			
三三〇	二宮宇都宮線	真岡市久下田	河内郡上三川町		に改
		宇都宮市			

める。

栃木県告示第百七十八号

県道路線の変更に関する告示（平成十六年栃木県告示第百八十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

表中

新	真岡筑西線	真岡市	芳賀郡二宮町	終点 茨城県筑西市	を 改
				終点 茨城県筑西市	

める。

(道路保全課)

### 公 告

#### ○認定特定非営利活動法人の変更の届出

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第52条第1項の規定により読み替えて適用される同法第25条第6項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の変更の届出があったので、同法第53条第2項の規定により公示する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
特定非営利活動法人チャイルドラインとちぎ	主たる事務所の所在地	宇都宮市滝の原一丁目2番15号	宇都宮市弥生一丁目6番3号	平成25年1月27日

(県民文化課)